

ご家族の扶養申請にあたり提出いただく書類の中で、今まで状況に応じて提出いただいていた世帯住民票が、令和1年10月1日より、提出必須となりました。

※住民票取得の際はご注意ください

申請対象者の世帯全員分が記載されていること
本籍、個人番号(マイナンバー)は省略すること
省略項目については、市区町村の窓口で申し出ること

Q なぜ必要なのですか？

A 国からの通達(平成30年8月29日管管発0829第4号)に基づき、公的書類の提出を求めることにより、被保険者との身分関係、同居、別居等を確認するために必要です。

Q いつから必要ですか？

A 10月1日健保着分から必要です。各会社の人事担当者に事前にご確認ください。

Q 子供が生まれました。その場合でも必要ですか？

A はい、必要です。生まれたお子様を含む世帯住民票を提出ください。

Q 再雇用で働く予定です。引き続き家族を扶養します。

A 改めて世帯住民票を含む扶養認定に必要な書類一式の提出が必要です。

Q 退職後は、任意継続を希望しています。引き続き家族を扶養します。

A 改めて世帯住民票を含む扶養認定に必要な書類一式の提出が必要です。

Q コピーでもよいでしょうか？

A いいえ、必ず原本で交付から3か月以内のものを提出ください。

Q 別居している家族を扶養したいです。

A その場合には、双方の世帯住民票が必要です。

Q 海外に赴任中です(本人と家族一緒)。住民票が取得できません。

A 住民票に準ずる公的書類の取得が難しいと思われるので、当面の間は、会社から提出される被保険者海外出向届にて代替いたします。

家族(被扶養者)の申請には、世帯住民票のほかにも必要な書類があります。
書類の詳細は以下一覧でご確認ください。

<http://kenpo.tdk.co.jp/member/application/files/20203.pdf>